

国が支える 安心が大きくなる

# 担い手積立年金

[愛称]

～ しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

**① 65歳の農業者の方の平均余命は 男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**  
 老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

**② こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額272万円)**  
 高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で最低でも**月額約23万円**が必要となります。

**③ 国民年金の支給額(年額158万円)**  
 農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で**月額約6万6千円**、夫婦あわせて**月額約13万2千円**です。



このように国民年金だけでは十分とはいえず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦2人で年額約280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金に加入して**安心で豊かな老後を迎えましょう。

◆**農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額の試算**◆

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	<b>91万円</b>	<b>79万円</b>	<b>136万円</b>	<b>118万円</b>
30歳	30年	<b>60万円</b>	<b>52万円</b>	<b>90万円</b>	<b>78万円</b>
40歳	20年	<b>35万円</b>	<b>31万円</b>	<b>53万円</b>	<b>46万円</b>
50歳	10年	<b>16万円</b>	<b>14万円</b>	<b>23万円</b>	<b>20万円</b>

※ この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。  
 付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1 施行)により定められている率です。

# 農業者年金の特徴

## ☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

<家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。>

## ☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的に運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、**保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円)**、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

(注):運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

## ☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

## ☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

- ☆ 支払った保険料は、**全額(1人当たり最高年額80万4千円)**が**社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税が節税になります(**支払った保険料の15%～30%程度が節税**)。
- ☆ 保険料を農業者年金基金が**運用して得られる収益(運用益)**は**非課税**です。
- ☆ 将来受け取る農業者年金には**公的年金等控除が適用**(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税)されます。

<つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。>

## ☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(**月額最高1万円**、通算すると**最大で216万円**)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から**特例付加年金として受給**できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

<農業の担い手の皆様への特別な支援です。>

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金  
tel:03-3502-3942(企画調整室)

